

弘前市設計違算に関する事務取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、弘前市が発注する建設工事及び建設関連業務の入札に際し、設計違算が判明した場合の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において「設計違算」とは、単価又は数量の誤り、費用の計上漏れ等の理由による設計金額の誤りをいう。

2 この要領において「設計違算が軽微」とは、当初の設計金額と設計違算を訂正し積算した設計金額の差額が、当初の設計金額の5%以下であり、かつ建設工事は130万円以下、建設関連業務は50万円以下の場合をいう。

(入札前の対応)

第3条 市長は、入札公告又は指名通知をした後、入札前に設計違算があることが判明した場合は、入札を中止するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、入札に係る質疑に対する回答（以下「質疑応答書」という。）の回答期日前であって、設計違算が軽微である場合は、設計違算を訂正し、質疑応答書の回答期日までに訂正内容等を入札参加者又は入札参加希望者に周知することにより、入札を継続することができるものとする。

(落札決定前の対応)

第4条 市長は、入札後、落札候補者を決定し、落札候補者を落札者として決定するまでの間に設計違算があることが判明した場合は、入札に係る手続及び落札候補者の決定を取り消すものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の要件をいずれも満たす場合は、入札を有効とすることができるものとする。

(1) 落札候補者に変更が生じないこと。

(2) 設計違算が軽微であること。

(3) 設計違算に係る変更契約が必要な場合に落札候補者の同意が得られること。

(契約締結前の対応)

第5条 市長は、落札者を決定し、入札に係る契約を締結する前に設計違算があることが判明した場合は、入札に係る手續及び落札者の決定を取り消すものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の要件をいずれも満たす場合は、入札を有効とすることができるものとする。

(1) 落札者に変更が生じないこと。

(2) 設計違算が軽微であること。

(3) 設計違算に係る変更契約が必要な場合に落札者の同意が得られること。

(契約締結後の対応)

第6条 市長は、契約を締結した後に設計違算があることが判明した場合は、契約相手方と協議を行い、契約を解除するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、契約相手方が契約の継続を望んでいる場合で、次のいずれかの場合

は、必要に応じて変更契約を行った上で、契約を継続することができるものとする。

(1) 落札者に変更がない場合

(2) 契約の履行状況等に照らして契約を解除しがたい場合

(準用)

第7条 第3条から前条までの規定は、予定価格及び最低制限価格の設定の誤りについて準用する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。